

広島地方裁判所委員会（第35回）議事概要

第1 開催日時

平成28年5月16日（月）午前9時45分

第2 開催場所

広島地方裁判所第一会議室

第3 出席者

[委員] 江種則貴，大久保隆志，後藤友之，小西洋，佐々木和宏，高尾ひとみ，
平岡真，宮崎英一，矢仲徹太郎，横山繁夫，吉村薫（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 山頭刑事首席書記官，岡田刑事次席書記官，清山事務局長，清
家事務局次長，倉迫総務課長，別府総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員）

1 新任委員の紹介

新任委員の横山委員，吉村委員から自己紹介がされた。

2 議事「裁判員裁判について」

裁判員裁判を傍聴し，裁判員裁判の分かりやすさなどについて意見交換が行われた（意見交換の内容は別紙のとおり）。

3 次回期日及びテーマ等について

平成28年6月16日（木）午後3時から，引き続き「裁判員裁判について」意見交換することとした。

(別紙)

～冒頭手続から争点整理等の結果顕出までを傍聴して～

- 予想以上に丁寧にゆっくり裁判員に分かせようと説明している努力をしていたことが印象に残った。このような話し方であれば、裁判員はレジュメを見ながら聞いておられたので、よく分かったのではないかと。

検察官の冒頭陳述はあっさりしすぎていたように思う。弁護人の冒頭陳述の方が目的意識がはっきりとしていて良かった。

- 裁判員裁判の傍聴は初めてだったが、検察官も弁護人も非常にゆっくり分かりやすく説明していた。検察官は、昔は早口で、ただ起訴状を読んでいるだけというイメージであったが、本日の裁判では、争点を明示しているというのが印象的だった。一方で、灰皿で胸部を殴ったかどうか争点ということだが、なぜそこが争点なのか、なぜ重要なのかという説明がなく、よく分からなかった。

- 推測だが、被害者の方が心臓病を患っていたという話もあったので、被告人がそのことを知っていて、そこを殴れば致命傷に至ると分かって殴ったかどうかと言いたかったのではないかとと思うが、はっきりとした説明はなかった。

- 犯罪が成立することは認めておきながら、胸部を殴ったかどうか争点となった理由について、次回、今日傍聴していただいた裁判の裁判長に聞いてみることにしたい。

- 今の点は、単に、死体の胸に叩いた跡があったが、被告人が胸を叩いた記憶がないと言ったので、弁護人としてはそれを主張しないといけなくなったのではないと思う。胸を叩いていても叩いていなくても量刑としては変わらないと思うが、言い分が違うので争点としているのだと思う。

それから、「分かりやすさ」については、裁判員裁判が始まった当初は冒頭陳述にパワーポイントを使うことが望ましいとされていたようだが、その後は、必ずしもそうではなくなった。

検察官の主張が淡泊なのは、冒頭陳述なのでこんなものかと思う。逆に、弁護人の主張は長いと思ったが、皆さんには印象が良いようなので、最初に被告人について酌むべき事情を言った方がいいのかとも思った。

- 検察官は客観的な事実を述べていただけて、被告人が、なぜ殺意を持って殺害現場に行ったのかという理由が述べられていなかった。一方で、弁護人は、どういう経緯でお金を奪うことになったのかということなどもきちんと述べられていた。検察官と弁護人とで事前に法廷でどのような主張をするかということとを擦り合わせているのか。
- 公判前整理手続で擦り合わせをしているので、お互いにどのようなことを言う予定かは分かっている。しかし、普通、検察官と弁護人は主張が相容れず争っているため、それぞれアナザーストーリーを持っている。

最近では、冒頭陳述は、主張、立証の道標であり、ある程度分かっていたければよく、論告や弁論で言うことを先に言ってしまうと混乱させるのではないかと、このようなストーリーで立証するといった骨格だけを言うようにしている。

ただ、今日の検察官の冒頭陳述はメリハリがないという気はした。ケースバイケースではあるが、弁護人の冒頭陳述で初めて分かった事実もあるので、検察官としても最初からそこも触れて主張しても良かったのかもしれない。
- 相手に言わせておいて、後で否定するというストーリーを描いているのかもしれないが、単に材料がないのかなとも思った。
- 冒頭陳述は、理屈だけで言えば、証明したい事実の適示で足りる。しかし、裁判員にどのような印象を与えるか、裁判員の感情を動かすことを言うことの影響力は大きいので、弁護人としては、ここで裁判員の印象を強めておこうという戦略は賢明かもしれない。そうだとすると、検察官はもう少し説明すべきであったし、裁判員裁判の対象ではない事件と同じように冒頭陳述を証明したい事実の適示のみに抑えた形だと、結果は出ないように思う。
- 検察官と弁護人との事前の擦り合わせがあるのであれば、弁護人が言おうとしていることに対して検察官も作戦を考えれば勝算が高くなるのではないかと。検察官は淡々と事実を述べるが、論点になるところの理由はとても弱かったと思う。ただし、ゆっくりと説明されており、分かりやすさの点は工夫されていると感じた。
- 裁判長がフランクな話し方をしていると思った。被告人の話は一部聞き取り

にくいところもあったが、裁判長が発言内容が分かったかどうかを裁判員に確認しながら進めており、良いと思った。検察官も弁護人も話すスピードや声の大きさが適切だったし、「ここが争点で、ここをよく検討していただきたい。」と、裁判員に言っていたので分かりやすかった。

検察官が「強取」，「被告人」という言葉を使っておられたが，弁護人の使われる言葉との差があり，バランスが悪いというか違和感を覚えた。

- 思ったより分かりやすかった。このくらい丁寧に進められていると思っていなかった。証拠が出て分かるようなこと以外に，被告人がいつお金を奪おうと思ったかとか，これまでの被告人と被害者との関係や時間の流れを考えると，一週間詰めてやるというのはかなり大変であり，裁判員にとっては精神的にも肉体的にもきついただろうなと思った。

- 3点ほど気付いたことがある。

一つ目は，裁判長が，被告人によく声掛けをしていると思った。教師が生徒に話すような語り口調で話されていることに驚いた。分かりやすく，被告人の気持ちを落ち着かせる意図もあると思うが，柔らかかった。これは，被告人によっても違うのだろうか。

二つ目は，検察官の資料は，そこまで複雑ではないので，裁判員の方も資料を見ることと陳述を聞くこととのバランスが取れていたと思うが，弁護人の資料は，裁判員の方が読む方に集中されていたようで，陳述を聞くこととのバランスが気になった。

三つ目は，検察官は簡潔に説明されていたので分かりやすく，主張が明確であったが，弁護人は逆に陳述が長かったので，言いたいことの印象が残らなかった。

～証拠書類，証拠物の取調べを傍聴して～

- 先ほどの冒頭手続とは打って変わって，難しい専門用語が続出して非常に分かりにくかった。また，証拠によって，何を立証しようとしているのかという目的が分からなかった。当時のニュースで放送された防犯カメラの映像では，犯行現場に行く前に被告人は何も持っていなかったと記憶しているが，レジ袋

の話は、何のために説明されたのか、何とどのようにつながっているのか説明がなかったので、分からなかった。

- 公訴事実には争いのない部分については、もう少し簡略化した上で、この証拠はこのことを立証するのに役立つということを説明した方が、分かりやすいと思う。
- もっと簡潔にできるところがあるのではないか。せつかく、争点を整理して明らかにしたのだから、争いのないところは簡略化して、争点にフォーカスした方が良かったと思う。
- 例えば「領置した」という言葉について、意味は分かるが、普通は使わないので、簡単な言葉に言い換えても良いと思う。それから、医学用語が大変多く、それをそんなに正確に言う必要があるのだろうかと思った。「胸のところに血の塊があった」と言っても良いと思う。専門用語を2度使った後で分かりやすい言葉に言い換えられていたが、後で言い換えるのであれば、最初から言い換えればよいのではないかと思う。正確さと分かりやすさを考えて、そうされたのかもしれないが、医学用語についてももう少し優しい言い換えにしても良いのではないかと思う。

争点の胸を叩いたかどうかというところについても、胸の傷の説明をされたときに、この証拠で胸部に傷害を与えたと言われた方が良いと思う。

それから、御遺体の写真が示される前に、これから御遺体の写真をお見せするというのを二度くらい予告して裁判員のショックを和らげるような配慮をしておられて良いと思った。

- 今日取り調べられた証拠が、捜査段階で作成した調書をまとめ直したものということであれば、分かりやすく言い換えても良かったのではないか。
- 裁判長が二度ほど原証拠はこうなっているのかと確認していたので、分かりやすくするために原証拠を言い換えたことによって、言い換えたことが別の概念と結びついて原証拠の射程と違うものが出て、かえって分かりにくくなったのではないかとも思った。
- 医師が次回尋問されるので、今日は資料を割愛するという話だったが、あまり複雑でない資料であれば、今日、準備されていても参考になったのではない

か。また、難しい資料であれば、次回医師に尋問するとき取調べが行われた方が分かりやすいのではないかと思う。

- その点について、なぜ、御指摘があった資料を本日取調べをしなかったのかについて、次回裁判長に聞いてみることにしたい。
- 地裁委員会では、裁判員裁判をテーマとして、既に10回くらい意見交換されているようなので、過去の議事概要を委員の方に見ていただいた方が、意見交換の際の参考になると思うので御検討いただきたい。

以 上